

入札監理小委員会
第718回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第718回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和6年5月31日（金）13：41～15：47

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

- 国税システムのシステム運用業務委託一式（東京国税局）
- 電子計算機の運転等業務一式（大阪国税局）
- 原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務
- 教育訓練講座受講環境整備事業（指定申請に係る調査等）（厚生労働省）

3. 次期事業開始時期等の報告

- 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の計算機等の運用管理支援及び監視業務

4. 閉会

<出席者>

関野主査、梅木副主査、小尾副主査、井熊専門委員、大山専門委員、柏木専門委員

（東京国税局）

情報システム部 情報システム開発課 山本課長

（国税庁）

参事官監理第三係 御園主任税務分析専門官

（大阪国税局）

総務部 情報システム第二課 藤島課長

安藤係長

総務部 情報処理第3部門 清原主任税務分析専門官

（国税庁）

参事官監理第三係 御園主任税務分析専門官

参事官監理第二係 間瀬課長補佐

（原子力規制庁）

長官官房 総務課 情報システム室 足立情報システム室長

島添課長補佐

(大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構)

財務部	山崎部長
財務部 契約課	日下田課長
	栃木専門員
計算科学センター	松永研究機関講師
財務部 財務企画課	関財務総括係長

(厚生労働省)

人材開発統括官付 若年者・キャリア形成支援担当参事官室	谷口参事官
	池田室長補佐

(事務局)

後藤事務局長、大上参事官、平井企画官

○事務局 それでは、ただいまから第718回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、「国税システムのシステム運用業務委託一式」の事業評価（案）につきまして、東京国税局情報システム部情報システム開発課、山本課長から御説明をお願いしたいと思います。

○山本課長 東京国税局の山本です。どうぞよろしくをお願いいたします。

資料1-1ページをお開きください。まず、事業の概要について御説明します。本事業は、東京国税局が運用いたします国税総合管理システム、それから国税電子申告・納税システム等の運用管理業務、それからセンターバッチ処理等の業務、それから資源管理の業務になります。

システムの概要ですけれども、国税総合管理システムは、全国の国税局と税務署を結びまして、納税者の申告や納税を一元管理する国税組織に欠かすことのできない基幹システムでございます。

次に、国税電子申告・納税システムは、インターネットを通じて、納税者からの申告、申請を受け付けるシステムでございます。また、業務に関しましては、耳慣れない言葉だと思いますので、御説明させていただきます。運用管理につきましては、この後説明いたしますセンターバッチ処理を中心としたシステムの運転計画の策定を支援していただく業務でございます。

次に、センターバッチ処理ですが、原則としまして、納税者からの申告、申請、納税につきましては、各税務署で職員が国税総合管理システムを使用しまして処理するのですが、特定用途、全国の納税者情報を大量にデータ抽出するといったことは、署には機能がございませんので、我々が常駐しておりますセンターのほうで、一括して行うことがあり、これをセンターバッチ処理と呼んでございます。この実施に係る支援をお願いしております。

また、資源管理は、税制改正などの対応としまして、新たにプログラム資材をリリースするのですが、そのプログラム資材を資源と呼んでおりまして、リリースの際に、バージョンに誤りがないかといったチェック支援を行っていただいているところでございます。

続きまして、契約の内容を御説明いたします。2ページを御覧ください。本事業は、民間競争入札によりまして、令和3年7月1日から令和8年3月31日の57か月間の契約となっております。従前、同一業者による1者応札が続いておりましたので、改善を図

るべく、対象事業として選定いただいたというふうに承知しています。評価期間、受託業者、契約金額、入札の状況、事業の目的については記載のとおりでございます。

次に、入札の状況でございますけれども、民間競争入札実施要項説明書に基づきまして、入札参加者3者でございますけれども、提出された企画書について、必須項目審査、加点項目審査を実施してございます。予定価格の範囲内であった2者のうち、総合評価点数がより高かったT I Sソリューションリンク株式会社が落札者となりまして、契約を締結してございます。

次に、確保されるべき質の達成状況及び評価でございますけれども、3ページを御覧ください。まず、業務の遂行状況ですが、月次、年次で業務報告を提出させまして、実際の業務の状況、我々のほうで管理しておりますけれども、その確認と合わせて適切に実施されていると評価してございます。

次に、センターバッチ運用要員の質ですけれども、6ページを御覧いただけますでしょうか。本件、毎年、受託業務の関係者であります当局の職員50人以上からアンケートを徴してございます。多少ばらつきはありますけれども、ほぼ満足以上の評価を得られていると認識してございます。これはこれまでのアンケート結果を基に、当局の我々と統括管理責任者とが協議しながら取り組んだ結果と考えてございます。

次に、障害の発生に関する評価でございます。3ページにお戻りください。業務委託にかかります2つのシステムは、極めて重要な納税者情報を取り扱うものでございます。そのため、セキュリティー、安定稼働には細心の注意を払う必要がございます。委託業務に起因した重大障害は一切発生しておりませんでして、安全確実に業務が遂行、履行されているものと考えてございます。

以上のことから、各業務において確保すべき質は達成されていると考えております。

次に、民間事業者からの改善提案による改善実施事項について、御説明いたします。民間事業者からのシステムごとの繁閑時間や待機時間を調整しながら要員を配置するといった提案によりまして、前事業者時代の11人を9人で賄うことができしております。また、業務を遂行する中での改善提案といたしまして、前事業者がいわゆる手動で行っていた作業を自動化する等、作業手順書や作業報告を電子化、ペーパーレス化をするといった提案をいただいております。それを実施した結果、業務の効率化に加え、当局を含む情報共有の即時性が確保されていると認識してございます。

次に、4ページを御覧ください。実施経費の状況及び評価について御説明いたします。

市場化テストの実施前の契約におきましては、単年度契約で実施しておりましたけれども、令和2年7月から3年6月の12か月におきまして、6,720万円という経費となっておりました。これに対して、評価機関におけます単年の経費は6,210万円と、従来経費等の差額は510万円、7.6%の経費削減の効果が得られております。

最後に、本事業におけます評価について御説明します。5ページを御覧ください。1点目は、事業期間中に受託者が改善指示を受けた事項、それから、法令違反の行為・事実は一切ございませんでした。

2点目といたしまして、実施状況につきましては、当局には外部有識者で構成されます入札等監視委員会が設置されておまして、今後はそちらで実施状況のチェックを受けてまいりたいと考えてございます。

それから3点目としまして、入札におきまして3者からの応札があったということで、十分に競争性は確保されたと考えてございます。

また4点目、確保されるべき公共サービスの質、それから5点目の経費削減については、先ほど御説明いたしましたとおりでございまして、これらについては、5ページに記載しておりますとおり、財務省のデジタル統括責任者補佐官からも、適切に実施されていると評価をいただいております。

最後に今後の方針といたしまして、本事業は、これまで御説明いたしましたとおり、おかげさまで、総合的に判断して良好な結果が得られていると考えてございます。つきましては、「市場化テスト終了プロセス運用に関する指針」に基づきまして、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了させていただきたいというふうに考えてございます。

私からの御説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。続きまして、当事業の評価（案）につきまして、事務局から御説明いたします。

○事務局 それでは、国税システムのシステム運用業務委託につきまして、総務省の評価（案）を御説明いたします。資料のA-1を御覧ください。

まず、事業の概要等でございますが、今、東京国税局のほうから御説明がありましたので、割愛させていただきます。

次に評価に移ります。概要ですが、終了プロセスに移行することが適当であると考えております。

次のページにいきまして、(2)の対象公共サービスの実施内容に関する評価ということ

で、確保されるべき質の達成状況につきましては、そこに4つほど項目がございますが、全ての項目について適切に履行されているというように考えております。民間事業者からの改善提案ですが、企画提案時に一つ、業務を遂行する中で2つほど改善提案を受け、実施されております。これによりまして、サービスの質が向上できたものと考えております。

次のページにまいりまして、(3)の実施経費についてです。下の表にありますように、単年度当たり510万円、7.6%の削減を達成できております。

(4)選定の際の課題に対応する改善でございますが、選定の際には競争性の確保、1者応札が続いていて競争性の確保に課題が認められたところ、そこに挙げておりますような施策を実施いたしました。その結果といたしまして、複数応札に至り改善が認められております。

(5)評価のまとめです。今回施策を幾つか実施した結果としまして、3者応札に至っております、改善が認められております。それから業務実施から令和6年3月31日までの間で、確保されるべき達成目標として設定された質については、全て目標を達成していると評価できております。

それから、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮による改善提案が、業務の質の向上に貢献したものと評価しております。実施経費についても年間510万円、7.6%減額され、効果があったものと評価しております。

次のページにいきまして、事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示及び法令違反行為等もありませんでした。今後は、東京国税局に設置されている入札等監視委員会の外部有識者によるチェックを受ける仕組みを活用して、継続して評価を行っていくことが予定されております。

以上を受けまして今後の方針ですが、本事業については、市場化テスト終了プロセス運用に関する指針Ⅱ.1.(1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。

○事務局 それでは、ただいまの事業の実施状況及び評価(案)につき、御質問、御意見のある委員の方、御発言をお願いいたします。

○井熊専門委員 御説明ありがとうございます。評価について異論はございませんが、一つ教えてほしいと思ったのは、入札状況が非常に大きく改善している理由なのですけれども、資料A-3を見ると、複数年化というものが効果があるということが、令和2年、3年に書いてあって、それによって競争性が高まったという結果が出ているのですが、いろ

いろ実施された施策の中ではこの複数年化ということが大きく効果を発揮したという理解でよろしいでしょうか。

○山本課長 東京国税局の山本でございます。間違いなく一助になっていると考えてございます。要は、要員を確保する上で単年と複数年では確保の在り方、今、業界は人員が枯渇しておりますので、そういったところも背景にあらうかと認識してございます。

○井熊専門委員 ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。

○小尾副主査 御説明ありがとうございます。私も結論について異議はありませんし、うまく、競争性が発揮できて良い方向に行ったのかというふうに思います。

一つコメントなのですが、今後、ガバメントクラウドを使うシステムに移行するというお話があって、ガバメントクラウドに移行した際には、1者で全てを賄うというようなお話でしたが、ガバメントクラウドに移行するとなると今度は逆に今までと違った資格が必要になったり、例えばどこのクラウドを使うかというのはまだ分からないのかもしれませんが、AWS等を使うとAWSに関する資格のようなものがある必要になる等、そういうことが出てくる可能性もありますので、今後どういう形に移行するかということが明らかになったら、できるだけ早めに情報提供して運用管理をする事業者が、自分たちのところでは例えばあらかじめ人材を用意する等、手を挙げやすくなるというような形を目指していただければというふうに思いますので、その部分、今回はうまくいっていますので、今後ともぜひよろしくをお願いします。

○山本課長 東京国税局の山本でございます。御助言ありがとうございます。御示唆いただいた内容をもって検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○柏木専門委員 御説明ありがとうございます。私もこの事業について特段異論はありません。今、小尾委員がおっしゃったことに関連するのですけれども、今度次世代システムができますね。そうすると今の既存のメインフレーム、K S Kからクラウドで実施していくというふうに令和8年に出来上がったら変わると思うのですが、先ほどガバメントクラウドの話は小尾委員から御質問あったと思うのですけれども、パブリッククラウドやプライベートクラウド等、全部クラウドでなされると聞いているのですが、バッチ処理等が残りますね。そういうものの委託管理はまだ決まっていないと思うのですけれども、どんなふうの実施されていかれるのかというのがもし今見えているようでしたら、この事業は終わるのですけれども、参考までに教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○山本課長 先生から今言っていたとおりガバメントクラウドやパブリッククラウドを使うのは事実でございます。ただし、全てが全てクラウドというわけではなくて、一部はプライベートクラウドのような民間のデータセンターに機器を設置します。要は機能・用途ごとに分けて構築してございまして、その中ではセンターバッチも残ります。ただし、今までのように日立用ですとかNEC用ですとか、我が方には現在、3社のメインフレームがあるのですけれども、そういったメインフレーム毎に区々に実施するのではなくて、可能な限り運用管理ソフトを統一して効率化を図りながら実施してまいりたいと考えてございます。

また、センターバッチの一部については、こういったデータドリブンの時代でございますので、活用系システムというのを構築して、職員自らがデータを抽出したり加工したりといったような機能を提供することで、一部は廃止することもできようかと考えてございます。それらを踏まえて、今後の外部委託の業務内容は先ほど小尾先生のほうからも御示唆いただいたとおり、見直ししながら対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございますが、お答えになっておりますでしょうか。

○柏木専門委員 ありがとうございます。引き続き安全な運用を期待しております。よろしく申し上げます。

○山本課長 ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 御提案としましては、小尾先生のほうからクラウド等を使って今までと異なる資格もしくはその要件等出てくるかもしれないので、委託内容を見直したときには早めに関連しそうな業者のほうに情報提供してくださいという御提案がありましたので、東京国税局のほうで御検討いただければと思います。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえまして、終了とする方向で監理委員会に報告するようにお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(東京国税局 退室)

(大阪国税局 入室)

○事務局 続きまして、「電子計算機の運転等業務一式」の事業評価(案)につきまして、

大阪国税局総務部情報システム第二課、藤島課長から御説明をお願いしたいと思います。

○藤島課長 大阪国税局総務部情報システム第二課長の藤島でございます。本日はよろしくをお願いいたします。電子計算機の運転等業務の概要につきまして、説明いたします。

まず、資料のB-2を御覧ください。大阪国税局には国税システムのバックアップ用の機器が設置されておりまして、国税庁事務管理センターが被災し、システムが停止したときには、大阪のバックアップ機器に切り替えることで、システムの運用を継続し、税務行政を維持する役割を担っております。平常時は職員向けの研修環境や、システムを開発する環境として稼働しております。

資料右上の当業務の範囲のとおり、IBM、日立、NECのホストとオープンシステムなどの機器で構成されております。

本業務の内容は資料右下のとおり、電子計算機の運転業務としてシステムの始動、停止、オペレーションの実行など、データ管理業務として媒体等の管理、棚卸し、払い出し、返却などといった業務を行っております。この電子計算機の運転業務に従事する要員をオペレータ、データ管理業務に従事する要員をデータ管理要員と呼んでおります。

資料右上に戻っていただきまして、オペレータですけれども、全体調整のチーフ1名に加えまして、ホスト各社とオープンシステムの計4グループにそれぞれチーフと担当者の2名、計9名で構成しております。この9名をワンセットとしまして、朝の7時半から15時15分までと、お昼の14時45分から22時30分までの朝晩2セットで合計18名が従事しております。

一方、データ管理要員は、従来は専任の担当者を配置しておりましたが、今期からオープンシステムのオペレータが兼任する体制としております。

続きまして、資料2を御覧ください。まず、Iの事業の概要等についてですが、事業の概要と国税システムの概要は先ほど御説明したとおりです。

2ページを御覧ください。事業実施期間は、令和3年6月1日から令和8年3月31日までの58か月です。

受託業者は、アトラス情報サービス株式会社です。

入札の状況ですが、受託事業者決定の経緯に記載のとおり、入札説明会の参加者は3者あったものの結果的にアトラス情報サービス株式会社1者の応札となりまして、予定価格の範囲内で落札しております。

次に、項番IIの評価について説明いたします。まず、1、(1)の達成すべき質につつま

して、2ページから3ページに記載のとおり、4つの項目により評価しております。

3ページを御覧ください。要員の確保のところですが、突発的な体調不良など不測の事態に陥っても代替要員に勤務をさせるなどして、全ての期間において欠員状態がなかったことを確認しております。その他の項目につきましても基準を達成しておりまして、サービスの質は確保されているものと評価しております。

(2)には、受託民間事業者からの改善提案による改善実施事項につきまして、3ページから5ページに4点記載しております。いずれも有効な取組と評価しております。

5ページを御覧ください。コスト軽減に向けた取組ですが、オープンシステムのオペレータがデータ管理業務を兼務する体制の構築を提案されまして、実施しましたところ、業務品質を損なわずに1名分のコストを削減することができました。

次に、2の実施経費についての評価でございます。契約期間の複数年化やデータ管理要員のコスト削減によりまして、市場化テスト導入後における1年当たりの実施経費は9,257万4,600円となりまして、導入前の従来経費1億299万円と比較しまして、1年当たり約1,000万円、10.1%の経費削減となっております。5年間に換算いたしますと、約5,000万円の経費削減が図られております。

次に、3のところ、財務省デジタル統括責任者補佐官から、本事業は適切に実施されているとの助言をいただいております。

次に、6ページを御覧いただき、4、評価のまとめでございます。(1)の評価の総括としましては表に記載しておりますとおり、上から3つ目の終了基準である競争性の確保につきましては、1者応札であったため、条件を満たしておりません。しかしながら、その他の終了基準につきましては、先ほど御説明しましたとおりサービスの質は確保され、業務改善も図られております。さらに、実施経費の削減にも寄与しておりますので、全体としては、良好な結果が得られているものと評価しております。

最後に、7ページを御覧いただきまして、(2)今後の方針でございます。本事業の調達につきましては、市場化テストの導入前から、他者の参入機会を増やすよう、毎年のように仕様書の見直しを行ってまいりました。それにもかかわらず1者応札が続いた要因としましては2点。システムの本体に関わる部分が、特定企業の製品に依存した複数のホストコンピューターで構成されている点と、必要とされる技能を有する要員の確保が難しい点であると考えております。

このような状況下で今回の調達に当たり、さらなる要件緩和と契約期間の複数年化をい

たしまして、調達を行った結果、入札説明会の出席者を1者から3者に増やすことができました。また、入札説明会の出席者にヒアリングを行いましたところ、複数年契約が実現したため、前向きに検討していたが、コロナ禍により要員の手配が困難であったため入札は断念したとの発言があり、結果的には1者応札となっておりますが、一定の競争性は確保できていたものと評価しております。

一方、国税システムの全面刷新に伴いまして、本事業は令和8年12月末をもって終了することが決定しております。したがって、次の期の令和8年4月1日から同年12月31日までの本事業につきましては3点、事業内容に変更がなく、引き続きホストコンピュータを操作する技能が必要とされ、さらなる要件の緩和は困難であるという点。契約期間が9か月と短く、複数年契約によるメリットを享受できないという点。本事業の終了が決定しており継続性がないという点の3点から、今期を上回る効果を上げることは難しいと考えております。

このため、本事業は終了プロセスに移行させていただき、次期の調達は、市場化テストの取組で得られた知見も踏まえながら、当局の責任によって実施することとしたいと考えております。

私からの説明は以上ですが、最後に、国税システムの全面刷新につきまして、国税庁から説明をいたします。

○御園主任税務分析専門官 国税庁の御園です。よろしくお願ひいたします。私から、システムの刷新について簡単に説明させていただきます。では、資料のB-4の資料を御覧ください。

1ページ目でございます。下段に絵がございますけれども、国税庁の基幹システムについては東日本で本番機器、西日本にバックアップ機器を設置しておりまして、令和8年度のシステム刷新を予定している際には、右の図のように、全てクラウド環境に移行する予定でございます。これに伴いまして、今やっているオペレータ業務はインフラ部分の業務が不要となることを見込んでおります。

次に、2ページを御覧ください。現在、東西のセンターにおける複数の委託の契約がございます。上から①番、電子計算機運転業務、区分1から区分5までがありまして、その次に②番、オペレーション管理、ヘルプデスク業務で、③番で国税システムのデータ管理業務、そして④番で、先ほどの東京国税局のシステム運用業務となっております。本件、大阪国税局の事業が⑤番の電子計算機運転業務となっております。

3 ページを御覧ください。こちらに業務集約のイメージを記載させていただいております。それぞれ箱に①番から⑤番まで記載させていただいております。これが現在の契約の単位でございます。点線枠で示しております②、③、④、⑤。こちらの契約については、次期のシステムでは業務を集約、吸収・廃止しまして、個別に調達はしない予定でございます。よって本件、⑤番の事業については、現在の①の業務が吸収することによって、令和8年12月をもって終了ということで、今後①の業務が令和8年度以降にクラウド環境に移行した上で、新たな運用業務として業務を行う予定でございます。なお、この①番の電子計算機運転業務については、これまでも複数の応札が実現している事業でございます。

私からの補足は以上となります。

○事務局 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価案につきまして、事務局から御説明いたします。

○事務局 電子計算機運転等業務、大阪国税局の評価（案）につきまして、事務局から御説明いたします。資料のB-1を御覧ください。

まずI、事業の概要等でございますが、大阪国税局のほうから説明がございましたので、割愛させていただきます。

評価についてですが、概要としましては、令和8年3月31日をもって現行事業を終了しますが、その後、この事業が実施されている国税総合管理システム及び国税電子申告・納税システムは、令和8年中に現行のホストコンピューターを中心としたシステムから、ガバメントクラウドを含むクラウド環境を基盤としたシステムに移行して本事業が終了となります。そのため、今期事業をもって市場化テストを終了するというふうにいたしたいと考えております。

次のページに参りまして、対象公共サービスの実施内容に関する評価について御説明します。確保されるべき質の確保状況として評価事項が4つほどございますが、全てについて適切に履行されているというふうに評価しております。

民間事業者からの改善提案ですが、要員確保に向けた取組、それから業務の確実性の確保に向けた取組、コスト軽減に向けた取組というような提案をいただいております。業務の質の向上に貢献したものと評価しております。

(3)の実施経費です。下の表にありますように、実施経費は従来経費と比較して1か年相当の換算で約1,000万円余り、率としましては10.1%の削減を達成しております。

す。

次のページに参ります。(4) 選定の際の課題に対する改善ですが、選定の際には1者応札が継続していて、競争性の確保に課題が認められたところなのですが、下の幾つかの施策を実施しましたが、結果1者応札に至って課題が残っております。

(5) 評価のまとめです。確保されるべき達成目標として設定された質については、事業の開始から令和6年3月31日までの間で全て目標を達成していると評価できます。また、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮による改善提案が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。実施経費につきましては、1年当たりで1,000万円余り、10.1%減額されまして、効果があったものと評価できます。

事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もありませんでした。今後は、財務省に設置されている入札等監視委員会で外部有識者によるチェックを受ける仕組みを活用しまして、継続して評価を行っていくことが予定されています。一方で、入札状況は1者応札でありまして、その点について課題が認められました。

以上を受けまして、今後の方針ですが、競争性の確保において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難であると考えております。

一方で、本事業の業務が実施されている国税総合管理システム及び国税電子申告・納税システムは、令和8年中に全面刷新されて、現行のホストコンピューターを中心としたシステムから、ガバメントクラウドを含むクラウド環境を基盤とし、オープンソースで構築されたシステムに移行するとされておりまして、この次の事業が令和8年4月から令和8年12月に予定されているのですが、その後は実施されないということが決定しております。

このような状況におきまして、次の事業が9か月と短く、競争性の改善や大きな経費削減効果は見込みにくいと考えられますので、今期事業をもって、市場化テストを終了することにしたいと考えております。

○事務局 それでは、ただいまの事業の実施状況及び評価(案)につきまして、御質問、御意見のある委員の方は、御発言をお願いいたします。

○大山専門委員 御説明ありがとうございました。評価案について特段異論はありません。もし分かればお聞きしたいのですが、資料には次期システムにつき、クラウドが3つぐらい分かれて書かれています。もともとこの委員会が行っている趣旨から見ると、パブリッ

クラウド、ガバメントクラウド、プライベートクラウドという、今3つの可能性をうまく組み合わせてというお話が出ているのはよく分かるところなのですが、業務の特性上、こういう税のシステムというのは、国内に幾つもこういうシステムがあるわけではないので、どうしても、クラウドサービスの中で最も効果があるSaaS、ソフトウェアのレベルまでのものというのはなかなか期待できないのではないかと思います。

そうなるソフトウェア自体は、国税庁にとっての非常に大きな資産になってくるというふうに思うわけですが、その全トータルの経費を考えると、今まで指摘されていたベンダーロックインという言葉から見ると、同じようにクラウドのロックインという話は当然危惧されていて、そちらもお考えだと思うのです。そこで質問なのですが、この3つ、すなわちプライベート、パブリック、ガバメントという3つのクラウドが書かれておりますが、それぞれに対して、ベンダーロックインをはじめとする経費削減を図るための障害になるもの、あるいはそれに対する対策というのをもしお考えがあったら、教えていただけないでしょうか。特にここは、重要な話になってくるのではないかと思います。国税庁の中での考えがあれば、もしあれば教えていただきたいと思っております。お願いいたします。

○御園主任税務分析専門官 国税庁の御園です。今、御質問いただきましたクラウド環境のところでございますが、現在はそれぞれ現行のKSKシステム、オープンシステム、e-Tax、それぞれ別個にシステムを構築して、物理的なサーバーを設置して、環境を維持していました。

今回次世代システムの構築に当たりましては、今、B-4にお示ししましたとおり、複数のクラウド環境を合体、合わせたところで環境を構築する予定で進めてございました。こちらについては、既に調達手続は進めておりまして、合理的な意見招請の結果も踏まえ、事業者の意見も踏まえながら複数の区分で調達を行ってございます。なのでそこは競争性も一定程度図られて、複数の事業者から合理的に調達ができております。

なのでそういう意味では、今ベンダーロックインという御懸念があるということでしたが、うまくその事業者、大規模なシステムでございますので、これを一括で調達というよりは区分化調達しまして、それぞれ業者の参入の強みを生かせるような区分にしまして、調達を図っておりますので、そういう意味では工夫をさせていただいたところがございます。

○大山専門委員 ありがとうございます。一旦クラウドに入った後、クラウドサービス事

業者をそこにロックインされないようにするのにどういう工夫をなさっているかという質問をさせていただきました。

○間瀬課長補佐 国税庁の間瀬と申します。よろしくお願いいたします。

今の先生の御質問いただきましたところでございますが、現在のシステムとちょっと比べさせていただきますと、現在はそれぞれが日立ホストであったりとかIBMホストであったりというような、そのベンダー固有のプログラミング言語であったり等、そういうものにとらわれているというところがありまして、まさに先生おっしゃられるようにロックインの状態になっていたというふうに認識しております。

今回の次世代システムをつくっていくときに、先ほど事務局からもお話ありましたように、オープンシステムという形でオープンソースなプログラミング言語というものを使ってまいります。クラウド業者が変わったとしても、この言語というものは同じように使っていけるようになっておりますので、クラウド業者自体が変わってしまう部分については、移行のお金であったり、若干そういう費用はかかってきますけれども、そのクラウド業者でなければ駄目なのかというふうな、ロックインというお話からいきますと、そこは解消されるような仕組みを今回構築しているというところになります。

○大山専門委員 ありがとうございます。私自身もほかのシステムを見ていたりしているので、その中で、今の点というのは非常に実はあまり表に出ていないかもしれませんが、具体的な有効策を考えると難しいところがいっぱいありまして、そんなことがあるものですから、ぜひお考えのことがうまくいくようであれば、勉強させていただきたいと思えますし、情報交換等も実施していくことがそもそもの目的に合致しているのかなと思うものですから、こういう質問をいたしました。どうもありがとうございました。ぜひそこは頑張ってくださいよう、特に、業務用のソフトウェアのパルディー、それからそれを実施するための様々な体制づくりを含めて、国税庁自ら実施いただくことが重要な点も出てくると思いますので、ぜひそこはよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。ありがとうございました。

○間瀬課長補佐 ありがとうございます。かしこまりました。

○梅木副主査 御説明ありがとうございます。どのような取組を継続して行ってこられたのかというところにつき、よく理解できました。質問ではなくてコメントです。

国税の非常に重要なシステムについて、今後こういうふうに変えていかれるというところを理解いたしました。こういったシステムの運転業務やデータの管理業務に携わる人員

というのは、今後も確保するのがますます難しいというふうに予想しております。今回どうして1者応札だったのかというところの原因を追求して今後の改善に繋げていただけたらと思います。オープンソースで構築されたシステムに移行するということですが、ぜひ今回の得た経験を今後生かしていただいて、さらなる品質の向上と競争入札が活発になって、改善されていくというところに生かしていただければと思います。

そして、そこでの成功事例をぜひほかにも展開していただけるように、そんなベストプラクティスになっていただければというふうに思います。

私からは以上です。ありがとうございます。

○関野主査 御説明ありがとうございました。評価について問題ないと思うのですが、1点だけ質問がございます。コスト削減について、複数年契約だから大きかったという話も分かりますが、業務サイクルが異なる監視業務のオペレータと兼任するという言葉が出ておりますけれども、この兼任についてどれぐらいの経費節減があったのでしょうか。10%のうちの何%ぐらい削減できたのかというのは分かるのでしょうか。御参考までにお聞きします。

○清原主任税務分析専門官 大阪国税局、清原です。質問に対して私が回答させていただきます。よろしく申し上げます。

今回の市場化テストの対象になったという形のほうで、我々としてもいろいろ分析させていただきました。大きな要因として複数年契約とデータ管理要員を1名削減したということが大きな原因として捉まえております。その中で、具体的にどれぐらいの割合かというのは精緻なものは取れないのですが、ある程度計算しております。経費削減全体の10.1%のうち、7.9%部分に関しては要員の削減によって得られたものだというふうに計算をしております。

○関野主査 7.9%ですか。

○清原主任税務分析専門官 清原です。10.1%のうち7.9%部分、5年契約、複数年契約するよりも要員の1名減のほうが効果があったと分析しております。

○関野主査 分かりました。ありがとうございました。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局から何か確認すべきことがあれば申し上げます。

○事務局 事務局からは特にございません。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえまして、終了とする方向で監理委員会への報告をお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○藤島課長 ありがとうございました。

(大阪国税局、国税庁 退室)

(原子力規制庁 入室)

○事務局 続きまして、「原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務」の事業評価（案）につきまして、原子力規制庁長官官房総務課情報システム室、足立情報システム室長から御説明をお願いしたいと思います。

○足立情報システム室長 原子力規制庁情報システム室長の足立と申します。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務の実施状況につきまして、資料3に沿って御説明をいたします。

初めに1ページの1ポツ、事業の概要でございますが、原子力規制委員会ネットワークシステム、以下、行政LANと言わせていただきますけれども、行政LANは電子メール、インターネット、政府共通ネットワークの活用、グループウェア、オフィスソフト等を利用するための基盤を提供し、原子力規制委員会の行政事務を効率的に遂行するために運用を行っております。

令和3年12月まで稼働していました行政LANを引き継ぎまして、令和3年12月下旬から現在の行政LANが稼働しており、令和7年12月まで運用されるものでございます。

(1) 業務内容につきましては、まず、①の構築に関わる業務として調達仕様書に基づいて要件定義書の要件を満たすための設計、構築、テストを実施するものでございます。最後のポツにありますとおり、拠点間ネットワーク及びペーパーレス会議システムの構築も本調達に含んでいるものでございます。

また、1ページ最後から2ページにかけてでございますけれども、②運用・保守に関わる業務として構築の設計に基づいた運用及び保守設計をし、これらに基づき運用・保守計画を策定した上で運用及び保守業務を行うものでございます。

また、2ページ中ほどのヘルプデスク業務につきましては、行政LANと関係する3つの個別システムも含めてヘルプデスク業務の統一化、効率化を図ったものでございます。

次に、(2)から(5)でございますけれども、契約期間、事業実施期間でございますが、

令和3年4月1日から令和7年12月31日までの57か月間でございます。評価対象期間は、令和3年4月1日から令和5年12月31日まででございます。

続きまして、受託事業者でございますが、株式会社日立システムズでございます。

次に、契約金額は、こちら税抜で60億3,438万2,492円でございます。

次に、2ページ最後から3ページでございますが、(6)受託事業者決定の経緯につきましては、入札参加者は2者ございまして、提出された技術提案書等を審査した結果、いずれも要求要件を満たしておりました。令和3年3月18日に開札を行ったところ、いずれも予定価格の制限の範囲内であったため、総合評価点数がより高かった株式会社日立システムズが落札者となりまして、令和3年4月1日付で同社と契約を結びました。競争性は確保されていたものでございました。

続けて2ポツ、確保されるサービスの質の達成状況及び評価について御説明いたします。まずは(1)の稼働率及びその評価は表1のとおりでございますが、令和3年12月の運用開始から令和5年12月までの期間におきまして、行政LANが提供する各機能の重要度に応じて3つの測定指標を定めておりますが、それぞれ実際の稼働率は指標を上回っておりまして、業務の質が確保されております。

次に、4ページの(2)ヘルプデスクの対応及び障害の発生に係る評価でございます。まず、ヘルプデスクの対応の評価につきましては、各年度の満足度アンケートを全職員対象に実施した結果、基準スコア70点を上回る令和4年度は82点、令和5年度は87.7点で、サービスの質は確保されております。

次に、セキュリティ上の重大障害時の対応の評価でございますが、情報漏えい等の件数は0件でしたので、業務の質は確保されております。また、運用上の重大障害につきましても評価期間中に発生はなく、業務の質は確保されております。

続きまして、5から6ページの3ポツ、実施経費の状況及び評価でございます。5ページ上の表は本事業の実際の経費でございます。令和3年12月に一度変更契約をしておりますけれども、これは市場化テスト実施前に運用していた前の行政LANへの不正アクセスが令和2年10月に確認され、同様のサイバー攻撃を対処可能とすべきとの追加をしたものですので、経費比較の数字としましては、変更契約前の数字といたしました。

下の表、市場化テスト前の経費につきましては、市場化テスト前の契約金額、約29億円に、さきに御説明しました拠点間ネットワークの経費、ペーパーレス会議システムの経費、行政LAN以外の個別システム3システムのヘルプデスク経費等を加え、市場化テス

トで実施した機能とほぼほぼそろえた経費として、約47億4,705万円という数字が出てきて、総額12億8,733万円、パーセントで言うと27.1%の経費増という結果でございました。

経費増となりました理由につきましては、システムを利用する職員の増加によるシステム規模の増大、今回具体的な費用試算が困難ではございましたけれども、ワークフロー機能を備えたグループウェアの導入、ウェブ分離サービス及びテレワーク環境の整備等の追加機能も経費増になったと考えてございます。

さらに経費比較をより困難としている要因といたしまして、市場化テスト前の行政LANの入札は低価格入札であったこと、これが大きな影響を及ぼしていると考えてございますが、経費削減効果というのは数字上確認できませんでした。

続きまして7ページの4ポツ、民間事業者からの改善提案による改善実施事項でございます。受託者から業務を遂行する上で、サービス向上のための改善提案を受け、実施されております。

1つ目といたしましては、インシデント低減を目指し、ウェブサーバーのリソース使用量の監視と負荷分散を行うことで、サービス停止を防止したということ。

2つ目といたしましては、ヘルプデスク業務について過去の対応結果をナレッジとして集積し、イントラ内に共有したことで、職員自らが問題解決を図れるようにしたほか、掲示板機能やワークフロー機能を持つグループウェアの提案により、職員の利便性向上に資するものというふうになってございます。

続きまして、5ポツ、全体的な評価でございます。7ページの表から8ページに記載をしておりますが、1つ目といたしましては、事業実施期間中に受託事業者が業務改善指示等を受けることや、業務に係る法令違反等はございませんでした。

2つ目として、原子力規制庁において、外部の有識者としてデジタル庁から派遣されておりますプロジェクトマネージャーによるチェックを受けており、実施状況を把握されているというところでございまして、プロジェクトマネージャーから本事業について問題なく実施されていると評価をされてございます。

3つ目から5つ目につきましては、今まで御説明したとおりでございまして、経費削減効果については未達成というふうにしてございます。

以上から、本事業における全体の実施状況及び評価は、公共サービスの質の確保の効果があつたものと評価してございまして、原子力規制委員会における行政事務を確実に実施

するため、本システムの利用者への継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に資するという目的を達成しているものと評価をさせていただきます。

最後に8ページの6ポツ、今後の事業でございますが、本事業の対象となっている原子力規制委員会ネットワークシステムは、デジタル社会の実現に向けた重点計画に示された国の情報システムの刷新に基づきまして、令和8年8月にGSSに移行する方針としてございます。

GSSの移行までの次期事業について契約期間は8か月間となり、複数年契約のメリットが得られないこと、事業の終了が決定していることから、入札を実施しても競争性が働かない可能性が高いため、本事業に係る市場化テストは今期をもって終了し、事業終了までの8か月間に係る次期の調達については、原子力規制委員会の責任により実施することとしたいと考えてございます。

また、本事業の対象業務のグループウェア等の一部は、引き続き原子力規制委員会において実施することとしておりますので、終了プロセス後につきましても、これまでの官民競争入札等監理委員会における御審議を通じて、厳密にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえた上で、引き続き、サービスの質の向上、維持及びコストの削減を図る努力をしてみたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価（案）につきまして、事務局から説明いたします。

○事務局 原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務の評価（案）について、御説明させていただきます。資料C-1を御覧ください。

事業の概要等は、実施機関から説明がありましたので、割愛させていただきます。

評価の概要ですが、本事業においては、令和7年12月31日の現行事業終了後、本事業の対象となっている原子力規制委員会ネットワークシステムについては、令和8年中にデジタル庁のガバメントソリューションサービスに移行する方針であり、移行後、本事業は終了となります。よって、今期事業をもって市場化テストを終了するとしております。

次に、2ページ目の評価の検討について御説明いたします。原子力規制庁から提出された令和3年4月から令和5年12月までの実施状況についての報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行いました。

まず、確保されるべき質の達成状況に対する評価ですが、(1)の稼働率の指標とされた

年間の合計停止時間稼働率については、設定された年間合計停止時間と稼働率の指標を達成しております。

(2) ヘルプデスクの対応及び障害の発生については、アンケート結果を基に評価を行ったところ、問合せから回答までに要した時間、回答または手順に対する説明の分かりやすさ、結果の正確性、担当者の対応の4つの項目の平均スコアにおいて、令和4年度で82点、令和5年度で87.7点と、指標の70点以上を達成しております。

また、セキュリティ上の重大障害、運用上の重大障害件数についても、重大障害0件、情報漏えいの件数0件であり、指標を達成しております。

民間事業者からの改善提案については、インシデントの提言や運用改善の提案により、質の向上に貢献したものと認められます。

実施経費についてですが、市場化テスト前の従来事業において別契約であり、今期より包括化した業務の経費を市場化テスト前経費に上乗せしたものを従来経費とし、今期事業の経費から契約変更分経費を除いたものを実施経費として比較を行ったところ、経費は27.1%の増加となりましたが、この大きな要因としては、市場化テスト前の契約が低価格入札であったことが大きな要因と考えられます。

選定の際の課題に対応する改善としましては、民間事業者による支援業務を活用して、業務の分析、事業者ヒアリングを通じた仕様書の作成、評価基準の見直しと明確化、引継ぎ期間の確保の取組を実施しておりまして、2者応札となり、競争性が改善されております。

評価のまとめとしましては、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、令和4年度、令和5年度の2か年とも全て目標を達成しており、民間事業者の改善提案により、外部公開ウェブの稼働率100%の達成等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したと評価できるものと整理しております。

実施経費については、従来事業と比較して27.1%の増額となり、経費削減の効果は確認できなかったものの、市場化テストの実施前の契約の低価格入札が経費比較をする上で大きな影響を及ぼしたものと認められます。

競争性については2者応札を達成しており、改善が図られたものと評価できます。なお、本事業の実施期間中に民間事業者への業務改善指示等、法令違反行為等もなく、本事業については、政府CIO補佐官及びデジタル庁から派遣されたプロジェクトマネージャーによるチェックを受けております。

今後の方針としましては、以上のとおり経費削減においては課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難であるところですが、本事業の対象となっている原子力規制委員会ネットワークシステムは、令和8年にデジタル庁のガバメントソリューションサービスに移行予定であり、次期事業の令和8年1月から令和8年8月の後は、本事業は実施されないことが決定されております。

さらに、次期事業は実施事業期間が8か月と短く、競争性が働いた上での経費削減効果を見込める可能性が低いため、今期事業をもって市場化テストを終了することとしたいとしております。

ただし、本事業の対象事業のうち、グループウェア等の一部は引き続き原子力規制委員会において実施することとしているため、終了プロセス後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて、厳密にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえた上で、引き続きサービスの質の向上、維持及びコスト削減を図っていくことを求めたいとしております。

評価（案）の説明は以上となります。

○事務局 それでは、ただいまの事業の実施状況及び評価（案）につきまして、御質問、御意見のある委員の方は、御発言をお願いいたします。

○井熊専門委員 御説明ありがとうございました。結論について異論はないのですが、一つ質問がございます。経費増の理由が、規制庁の方の御説明はコストアップ要因があったから上がったという話があり、それで総務省の説明は低価格入札との比較だからという話があったのですが、この経費増の理由に両方で違いがあるというのはこのままにしておくのでしょうか。

○事務局 評価案のほうには、主に低価格入札が要因であるということに記載しておりますけれども、実施状況報告のほうには、ほかの要因についても記載されておりますので、評価案にもそちらのほうを追加で記載をしたいと考えております。

○井熊専門委員 ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 評価案の修正をいたしましたら、委員の皆様には、一度確認をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえまして、終了とする方向で、監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はありがとうございました。

○足立情報システム室長 どうもありがとうございました。

(原子力規制庁 退室)

(大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 入室)

○事務局 続きまして、「大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の計算機等の運用管理支援及び監視業務」の次期事業開始時期等の報告につきまして、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構財務部、山崎部長より御説明をお願いしたいと思います。

○山崎部長 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構財務部長の山崎と申します。本日はよろしくお願いたします。

それでは資料4、市場化テスト「計算機等の運用管理支援及び監視業務」事業開始時期の変更について御説明させていただきます。

初めに、1ポツの概要でございます。本事業は、令和4年の基本方針におきまして、市場化テスト対象事業として選定されたものでございます。対象範囲としましては、当機構の職員や国内外の大学、研究機関等の共同利用研究者らが行う研究や、業務に対して重要な役割を担う各種計算機システム、ネットワークシステム及び監視設備、電源、空調等の関連設備、各種ソフトウェア等の運用管理支援、利用者支援補助及び監視業務について、専門業者に委託しているものでございます。

市場化テストの実施期間は、当初令和6年4月から令和8年3月までの契約期間を対象として実施される予定でございましたが、当事業の仕様書作成に大きく関わっております高エネルギー加速器研究機構中央計算機システム及び高エネルギー加速器研究機構セキュアネットワークシステムの調達手続におきまして、物価高騰などの影響により資材調達の見通しが立たず、事前準備に時間を要したことから、市場化テストの適正な開始時期について当機構において検討を行った後、令和5年3月3日開催の第681回入札監理小委員会及び同年3月30日開催の第293回官民競争入札等監理委員会において、当事業の開始時期を1年間延期することが適当との考え方について御了承いただいたところでございます。

これにより、市場化テストの事業開始時期を1年間延期することとし、令和7年4月か

らの事業開始を予定したところでございます。

続きまして、2ポツ、事業開始時期を再延期する必要性でございます。昨年度、令和5年度に当事業の仕様書作成に大きく関わっております計算機システムとネットワークシステムの調達手続を実施しましたところ、計算機システムにつきましては落札者を決定することができましたが、一方、ネットワークシステムについては二度の入札公告を行いました。いずれも複数者の応札があったものの、応札価格が予定価格を超えており、不落となってしまったところです。

このため、ネットワークシステムについては、現行システムを1年間再リースするとともに、新規ネットワークシステムの調達を1年、後ろ倒しすることといたしました。本事業の仕様書確定には、先に計算機システムとネットワークシステムの機器を特定する必要があります。新規ネットワークシステムについては、現在、調達に向けた準備を進めており、令和6年11月に予定している開札が完了するまで、機器の特定ができない状況でございますことから、令和7年4月から予定しておりました市場化テスト事業開始時期を1年間再延期することとしたいと考えているところでございます。

続きまして、次ページの3ポツ、市場化テストの開始時期についてでございます。先ほど1年間再延期する理由について説明させていただきましたが、事業開始時期を令和8年4月からとし、実施期間につきましても、令和8年4月から令和10年3月までとしたいと考えているところでございます。

4ポツの主な契約変更の概要につきまして、変更案は、事業開始時期を1年間後ろ倒しすることに伴いまして、令和7年4月に入札監理小委員会、5月にパブリックコメントを行い、7月に官民競争入札等監理委員会、8月から11月の3か月の公告期間を経た後に開札、落札を行い、令和8年4月から令和10年3月までの2年間の契約予定で考えているところでございます。

私からの説明は以上となっております。

○事務局 ありがとうございます。ただいま御説明いただきましたが、御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、特段の御質問、御意見がないようですので、本件につきましては、異存なしということとしたいと思っております。本日はありがとうございました。

○山崎部長 ありがとうございます。

(大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 退室)

(厚生労働省 入室)

○事務局 続きまして、「教育訓練講座受講環境整備事業（指定申請に係る調査等）」の事業評価（案）につきまして、厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室、谷口参事官から御説明をお願いしたいと思います。

○谷口参事官 厚生労働省参事官の谷口でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

それでは、まず、私から教育訓練講座受講環境整備事業の概要につきまして、御説明いたします。

資料につきましては資料のE-2でございます。こちらのページの一番上、教育訓練給付制度の概要ということで書かせていただいておりますけれども、この本事業の前提といたしまして、教育訓練給付制度というものがございます。労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るということで、労働者が自ら費用を負担して厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講した場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するという制度でございます。

その下が、今回の対象であります教育訓練講座受講環境整備事業の内容でございます。本事業の内容は大きく分けますと2つございます。1つ目が、教育訓練給付制度の対象となります教育訓練講座を厚生労働大臣が指定するに当たりまして、教育訓練施設からの指定申請に対しまして講座の訓練内容等の調査を行います。2つ目が、収集した教育訓練実施者及び指定講座の情報を教育訓練給付制度情報管理・検索システムというものにデータ入力いたしまして、インターネットを通じて受給希望者と国民への提供を行うということでございます。

このページの下段のほうに委託事業の流れというものを示しております。①番、講座を開設しております教育訓練施設が指定を受けることを希望する場合に、事業受託者に申請書類を提出いたします。②番、それを受けまして、事業受託者が提出書類の内容を調査し、確認をいたします。例えば、訓練の内容、期間、カリキュラムですとか教育訓練の受講効果、実績といった事項を調査・確認いたします。③番、その調査結果を厚生労働省に報告いたします。報告を受けた厚生労働省におきまして、給付制度の対象となる講座として指定する手続を行います。その次は④番、事業受託者がシステムに教育訓練実施者名ですとか講座の名称、内容、期間、受講料、修了実績など講座のデータの入力を行います。この

次の⑤番、給付金の受給の手続がハローワークのほうで行いますので、ハローワークのシステムとこの支給業務上のデータ連携というのをしております。また⑥番、システムに入力されたデータはウェブで情報公開いたします。これによりまして、教育訓練給付の対象となる講座を受講したい方がウェブ上でこの講座を探することができるというものでございます。

事業全体の流れはこのようになっておりまして、このページの左下のほうに令和6年4月1日時点での指定講座の数を記載しております。全体で約1万6,000近い講座数となっております。この指定の有効期間は3年間としておりますので、本事業におきましては新規の指定申請だけではなくて、相当な数の再指定の申請に対しても対応する必要があるというものでございます。本事業の概要は以上でございます。

続きまして、池田補佐から事業の実施状況の説明をさせていただきます。

○池田室長補佐 続きまして実施状況、資料5-1につきまして、私から説明させていただきます。厚生労働省若年者・キャリア形成支援担当参事官室の池田と申します。よろしくお願いたします。

それでは、資料5-1を御覧ください。事業の概要につきましては、先ほど当室の谷口から御説明のあったとおりでございます。

契約期間と調査期間でございます。令和5年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。受託者は、中央職業能力開発協会となっております。

今回の調査の期間でございますが、令和5年度の終了時点ということにしております。

事業の決定者の経緯でございますが、本事業に関しましては、民間競争入札実施要項に基づきまして、総合評価落札方式により入札参加者から提出されました企画書につきまして、外部有識者を含む評価者で審査をした上、さらに3月2日に開札いたしました結果、入札参加者の示した価格が予定価格の範囲内であったということから、中央職業能力開発協会が落札者となっております。

次に、確保されるサービスの質の達成状況でございます。1ページおめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。それぞれの実施の遵守状況でございます。調査期間におけます各事項の評価等でございます。業務履行の遵守につきましては、実施計画書等に従い適切に実施されているところでございます。事業のスケジュールの遵守につきましても、適切に履行されております。個別の遅延等につきましては、別途御説明させていただきますと思います。

1 ページおめくりいただきまして、3 ページ目を御覧ください。調査結果報告の進捗度合いの観点になります。受託者が行う調査の講座につきましては、年2回の申請時期を設けております。10月指定分と翌年4月指定分の2期に分かれています。10月指定分につきましては、調査業務は遅延なく実施され50点となっております。一方、翌年4月指定分につきましては、客観的な状況だけを捉えますと遅延があり、0点の評価となっております。

この結果でございますが、厚生労働省側が受託者より、調査結果報告を受ける方法につきまして、厚生労働省側の都合でございますが、法律改正に向けた審議会等の諸準備や室内の体制の見直し等により、受託者のもとに出向いて審査や確認を行うための体制の維持が困難となったということで、当初想定しておりませんでした調査結果の報告方法を変更せざるを得なくなったということが、この調査結果報告の進捗度合いに大きく影響を及ぼしているものと考えております。詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、調査結果報告の質の観点になります。受託者の調査結果報告の不備等の審査保留割合でございますが、それを評価することとしております。10月指定分の審査保留率は1.5%、翌年4月指定分の審査保留率は3.9%となっております。それぞれ10%未満の審査保留率であるため、各35点となっております。

ページをおめくりください。4 ページ目を御覧いただきたいと思っております。調査業務の情報共有・進捗管理の観点になります。受託者が厚生労働省と事前に取り決めを行った調査結果報告の予定日の前日までに調査結果報告件数、開始時間及び場所を連絡すること。次回の結果報告までの間に、現在の進捗状況を整理して報告することを求めておりますが、いずれの指定分におきましても全て連絡報告がなされており、それぞれ10点となっております。

次に、この結果を踏まえたサービスの質の達成状況でございます。目標としましては、各期間で評価項目の配分点の合計70点以上としております。令和5年10月指定分につきましては95点、令和6年4月指定分は45点となり、客観的に判断しますと10月指定分は目標達成、4月指定分は目標未達成となり、平均しますと70点となっております。

この結果について補足させていただきますと、先ほどの調査結果報告の進捗度合いの観点において、後ほど詳細を説明するとしておりましたが、当初の予定では、厚生労働職員が受託者の準備する場所に出向きまして確認することとしているところでしたが、さきに説明しましたとおり、諸般の事情によりこの体制が整わず、急遽、確認書類をPDFにし

た上で、メールにより報告を受ける方法に変更したというところでございます。

これによりまして、受託者におきましては書類をPDF化する作業、何度もメールを作成する作業及び送付するなどの追加作業が生じたことから、受託者側の作業が大幅に増え、進捗度合いに大きな影響を与えたことが目標未達成の一因にあると考えているところでございます。この追加作業が生じなければ、各期で目標の70点以上を達成できたのではないかと、そのように考えているところでございます。

次に、サービスの質の確保のための受託者の設置要件等でございます。まず、立地条件でございます。受託者の事務所は東京都の西新宿にございますので、1時間以内の場所という要件を満たしております。

次に、業務実施環境でございます。調査業務に充てるための職員事務室スペースに加え、審査の際に対面による調査結果報告が可能となる会議室を事務所内に確保しています。また、事務室への出入りにつきましては、セキュリティシステムにより管理体制が整備されているとともに、耐震性等その他の実施要件を満たしております。

次に、情報器機等の要件でございます。業務に必要な端末につきまして人数分を確保、専用プリンタも設置され、実施要件を満たしております。

次に、インターネット回線でございます。受託者のネットワークシステムにつきまして、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準に準じた規程等の整備を行い、適切に情報セキュリティ管理・運用がなされており、実施要件を満たしております。

次に、電子媒体の保存領域の確保でございます。令和5年度より、エクセル様式による電子申請を可能としたところでございまして、申請者が添付書類を確認するための保存領域が用意されております。申請書や添付資料につきましては、申請者が直接アクセスしまして、電子媒体を格納できる外部ファイル共有領域を利用していること。また、当該ファイル共有領域につきましては、申請者の勝手な書換えを防止するための更新ログが残るサービスとしていること。保存領域は500ギガバイト程度を確保していること、適切な情報セキュリティ要件を確保していることの3要件を確保しており、実施要件を満たしているところでございます。

また、当該外部ファイル共有領域につきましては、格納の際、申請者名を事前に入力させることにより、アカウントを発行して格納されたファイルと申請者のひもづけを可能とし、申請受付の正確性の確保及び審査処理の効率化を図っております。

次に、書類の保管でございます。事務所への入退室時にセキュリティシステムによる管

理体制が整備される審査書類保管スペースを別途確保しまして、当該スペースにおいて調査票の保管を行っていることや、梱包用の箱を使用しているなど、実施要件を満たしております。

次に、業務の引継ぎでございます。前回の受託者と今回の受託者は同一でありますので業務の引継ぎは発生しておらず、こちらについては評価しておりません。

続きまして、目標の達成に係る受託者からの提案と実施状況でございます。本事業につきましては、受託者に対して、前期事業において事業目標を達成できなかった事項について、その要因分析と改善提案等を求めています。前期の10月指定分でございますが、先ほど御説明をさせていただきましたとおり、事業目標については95点となっております。このため受託者からは、調査結果報告の進捗度は引き続き当該体制の維持に努めること。また、調査結果報告の質についても、質の維持を継続できるように努めることと提案があったところでございます。

提案の効果でございますが、後期となる4月指定分について事業目標は45点であったところですが、これは先ほども御説明させていただいたとおり、厚生労働省側の都合により、受託者からの調査結果報告の受け方を変更したことにより、書類をPDF化するなどの追加作業が発生したことや、当初予定しておりました対面報告で実施していた場合には、当省からの確認事項についてその場で対応できていたところ、PDF化による確認作業としたことにより、厚生労働省の疑問点については一律、調査不備等の審査保留として受託者に差し戻すこととなり、これらへの対応が調査遅延に大きく影響したものと考えております。この要因がなければ前期と同水準の結果は得られていたのではないかと考えております。

また、調査結果報告の質につきましても、前期同様の対面報告であれば保留とならなかったケース、例えば当省の確認事項を受託者がその場で説明し、問題なしと判断できるものにつきましても、一律調査不備等として審査保留となり受託者に差し戻すこととなっております。これらを除けば、前期と同水準の結果が得られたものと考えているところでございます。

次に、実施経費の状況でございます。本事業は民間競争入札（総合評価落札方式）により民間委託を行っておりますので、契約額、入札額によりコスト削減効果等の分析を行うこととしています。事業実施した期間により、各講座類型の講座数、講座内容が異なるため単純比較することが困難ですので、申請講座数の増加率、処理時間の増加率、賃金構造

基本統計調査による学術研究、専門・技術サービス業における賃金の増加率を踏まえた人件費により検証を行うこととしております。検証につきましては、市場化テスト前の平成29年度と令和5年度、前回事業実施時の令和3年度と令和5年度の比較としております。

一般管理費につきましては、平成29年度の一般管理費と比較しますと約3,500万の増額となっております。主な増額内容は、電子申請の導入に係るシステム開発費及び運用費、これで1,800万。事務機器借料、保守料、これで600万。事務所借料、作業室料、これで200万の増額でございますが、一般管理費につきましては講座類型ごとに振り分けることができない経費でございます。また、地価の高騰、物価高騰など様々な要因があること。令和5年度から電子申請導入によるシステムの開発経費、運用費の新規計上であることなどから、本検証の対象とすることは困難であるため、検証対象から一般管理費を除外することとしております。

平成29年度と令和5年度の人件費でございますが、令和5年度の人件費につきましては、平成29年度と比較しますと約2,300万の増加となっております。平成29年度と令和5年度の人件費を比較したコスト削減の分析でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、申請講座数の増加率、処理時間の増加率、賃金構造基本統計調査による学術研究、専門・技術サービス業における賃金の増加率のそれぞれと比較しまして、検証を行っております。

なお、平成29年度及び令和5年度の人件費の比較につきましては、令和元年度に追加されました特定一般教育訓練給付に係る調査職員の人件費相当を除く必要があるため、当該職員人件費を除いた額で比較しております。

令和5年度の特定制一般教育訓練給付の講座の調査を主に対応する職員分の人件費を控除した額、表で示しますと特定一般除外人件費の欄でございますが、比較対象の人件費としまして平成29年度の人件費を比較しますと、令和5年度の増加率は15.1%となっております。

一方、人件費の増加要因と考えます業務量の増加を考えますと、申請講座数につきましては16.5%、処理時間につきましては38.7%の増加となっており、これと比較しますと人件費の増加率は低く抑えられているということになると思います。また、賃金構造基本統計調査の賃金の増加率は20.8%となっておりますので、これと比較しましても、人件費の増加率は下回っているということになります。

次に、受託者における効率化でございますけれども、受託者におきましては申請講座が増

加傾向であることや、専門性の高い講座が増えていることを踏まえまして、これまで蓄積しておりますノウハウを生かして、例えば申請講座の類型別に担当制とする体制、新規申請と再指定申請により担当制とする体制を構築するなど業務効率化を図り、人件費の抑制に努めているというところでございます。

これらのことから、コスト削減等評価でございますが、人件費の分析及び受託者の効率化のとおり、増加要因となる業務量等の増加率と比較しましても、人件費の増加率は低く抑えられていること、国の賃金構造基本統計調査と比較しましても、人件費の増加率は下回っているということから、市場化テストによる人件費削減の効果が一定程度あるのではないかと評価できるものと考えております。

次に、令和3年度と令和5年度の人件費でございます。令和5年度の人件費につきましては、令和3年度と比較しますと約770万円の増となっております。検証につきましては平成29年度と同様の考え方となります。業務量の増加を考えますと申請講座数については36.2%の増加、処理時間につきましては43.2%増加となっており、いずれもこれらの増加率は人件費の増加率を上回っているということで、人件費は低く抑えられているということになると思います。

また、賃金構造基本統計調査の賃金の増加率は12.1%になっておりまして、これにつきましても人件費の増加率は下回っております。受託者における効率化につきましては、平成29年度との比較でも説明しておりますとおり、効率化により人件費の抑制に努めているとともに、コスト削減等評価につきましても、同様に市場化テストによる人件費削減効果が一定程度あるものと評価できると考えております。

次に、全体的な評価でございます。本業務に係る今回の調達に当たりましては、官民競争入札等監理委員会により受けました指摘に基づきまして、競争性を確保するための改善を行ってきたところでございます。結果的には1者応札となりましたが、本事業の実施自体につきましては、次のとおり適切に実施しております。

まず、入札に当たっての競争性の確保に向けた改善でございます。競争性確保に向けた改善としましては、応札者の業務負担の軽減を図る観点から、次の取組を実施しております。1点目ですが、実施要領の記載の明確化や記載内容の適正化を図ることとし、理解しやすい資料とすることに重点を置いた構成の見直しを行っております。2点目でございますが、申請書の受付について、従来の郵送申請に加えまして電子申請を取り入れる取扱いとしております。電子申請への対応でございますが、令和5年度からエクセルデータによ

る調査票の受付を可能としたこと。また、令和6年度から運用開始予定のe-Govへの対応のため、令和5年度中にシステム改修を実施したところでございます。

また、調達の際には前回調達時に入札説明書を取りに来ました業者に対しまして、メールにより広く周知をしているところでございます。

以上のような取組を行ったところでございますが、入札説明書を取りに来た事業者を含め、結果として複数応札には至らなかったところでございます。

次に、事業者へのヒアリングでございます。入札説明書を取りに来ました事業者に対しまして、ヒアリングを行ったところでございますが、応札しなかった理由は次のとおりになっております。業務内容の業務難易度が高く、専門的な知見を有する必要があると感じたこと。評価項目において「教育訓練、人材育成に係る業務や調査業務に携わった経験等、業務を遂行する上で有効な業務歴等をもっているか」など、本業務に初めて参入するベンダーにとって難易度が高いと感じたこと。提出時期が他の事業の入札時期と重なるため、マンパワーの問題もあり提案書の作成が間に合わなかったところでございました。

次に、対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標でございますが、目標としていました評価点につきましては、各期で見ますと後期は70点を下回っているものの、先に御説明いたしました厚生労働省側の調査結果報告の方法の変更が大きく影響していること。平均では70点以上であることから、目標を達成しているものと評価しております。また、その他の確保されるべき質につきましても既に御説明しておりますとおり、それぞれ目標を達成しているところでございます。再度説明は割愛させていただきます。このほか、受託事業者による法令違反等はいずれもなかったところでございます。

次に、厚生労働省におきましては、令和6年5月15日、外部有識者を含むメンバーで、有識者懇談会を開催したところでございます。本懇談会では、外部有識者から次の意見などをいただいております。まず、本事業のサービスの質の確保、達成状況及び評価でございます。本事業に関しましてサービスの質の確保、達成状況は、ほぼ目標に達していると判断できると評価をいただいております。受託者は、遅延防止等に向けて、厚生労働省側の確認作業を効率化させるため、書類の工夫を提案している一方で、対面であればその場で解決できるものが、これら工夫だけでは限界があり、例えばZoomにより画面共有して対面作業に近い状況で確認するなど、効率的な業務の進め方も考えられるという御意見もいただいております。また、将来にわたり調査の質を安定的に保ち、遅延をさらに防ぐなど、厚生労働省側と御検討いただければと考える。実施経費の状況の検討方法及び検討

結果は、総合的に見て妥当と評価できる。申請講座数及び処理時間が大幅に増加しているところ、人件費の増加率は一定範囲内であり問題がないと考えられるとの意見をいただいております。

次に、次回の調達に向けて改善を図る必要があるものでございます。こちらに対しての御意見につきましては、競争性の確保に向けた改善策として、申請書の受付方法を電子申請にも対応したところであるが、申請書の受付方法の多様化は申請者側の利便性向上にはつながるが、受託者側にとってはこれらに対応する必要性があり、むしろ業務の複雑性が増しただけで、参入障壁を下げる効果には必ずしもつながりにくかったのかもしれない。

応札しなかった事業者は、その理由に本業務の難易度の高さを挙げていましたが、教育訓練給付に係る申請案件の調査を短期間で正確に実施するという本業務の特殊性は、他社の参入を阻む最大の要因となっています。しかしながら、申請案件の調査は本業務の根幹をなす重要業務であり、調査を個々の要素に分解して他社が参入しやすくなるような工夫を行うことはほぼ不可能です。仮にそれができたとしても、個々の調査結果を統合させて一段上の立場から総合的に判断する別業務が発生し、かえって非効率になることが予想されます。

以上から、次回の調達に向けて複数社が応募できる形態に改善・工夫する余地は残されていないと考えられるとの御意見もいただいております。

次に、その他の意見でございますが、本事業は教育訓練給付に係る申請案件の調査を短期間でしかも正確に実施するという、審査業務とも類似した専門性の高い頭脳労働を要する業務であり、本業務は市場化テストという手法にはなじみにくい性質を持つ業務と考えられます。これまでの本事業の在り方を総合的に判断した結論として、本業務を市場化テストの対象とすることは、業務の性質上、適切ではないのではないかと考えます。

1者入札が続いていることは、市場化テストの観点からも改善すべきものではあるものの、民間が自主的に行っている例がないこと、業種・職種の教育訓練についての専門知識を要すること、事業を推進するために相応のシステムの整備が必要なことなど、本事業の特異性を考えると、今後とも新規参入者が現れることは想定しにくいです。これまでの実施経費の妥当性も考慮すると、市場化テストの最終プロセスに移行してもよいのではないかと判断するとの御意見もいただいているところでございます。

以上が、有識者懇談会におけます御意見でございます。

最後になりますが、今後のさらなる改善に向けてでございますけれども、本事業につき

ましては、平成29年度から市場化テストを実施し、競争性の確保の改善取組を続けておりますが、結果として1者応札が継続しております。これは業務の特殊性、教育訓練講座の規模及び業務の難易度等により、新規参入に当たっての体制構築が困難な業務であると考えられているところでございますので、市場化テストの終了を希望したいと考えております。

なお、市場化テストを終了した場合におきましても、引き続き、入札時の競争性の確保を図るとともに、事業者への積極的な声かけ等を継続して実施していきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価（案）につきまして、事務局から説明いたします。

○事務局 それでは、事務局より評価（案）につきまして、資料E-1に基づき御説明します。

本資料のIである事業の概要については、先ほど実施府省より御説明がありましたので、改めての説明は割愛いたします。

まず、1ページ目下段、評価概要です。終了プロセスに移行と整理をしております。

次に2、検討の（2）です。確保されるべき質の達成状況は、業務の履行、事業スケジュールについて適切に履行されております。事業目標の達成に関しては、令和6年4月指定分の調査結果報告が最終期限より一部講座において遅延がありましたが、こちらは実施府省の都合により、報告方法が変更されることによる遅延であり、当該要因がなければ達成していたものと実施府省より報告がされており、また、調査結果報告の進捗度合い、質、情報共有、進捗管理の観点の各期合計の平均から評価すると目標の70点を超えていることから、適当であると評価しております。

続いて（3）実施経費です。本事業は実施した期間により、各講座類型の講座数、講座内容が異なり、単純比較が困難なことから、申請講座数の増加率、処理時間の増加率、賃金構造調査の賃金増加率にて比較しております。

5ページのイー1の表を御覧ください。市場化テスト前と今回調査対象の期間、令和5年度を比較すると、処理時間の増加率が申請講座数の増加率以上であることから、処理難易度も上がっていることが考えられ、人件費増加要因と考えられる申請講座数、処理時間の増加率よりも人件費増加率は下回っていることから、その中でも一定の効果があつたと

考えられます。また、賃金構造調査の当該業務に近い産業の賃金増加率よりも下回っております。

イー２では、特定一般講座が市場化テスト第２期より新設されたことから、特定一般講座も含めた市場化テスト２期の令和３年度と令和５年度をイー１と同様の項目で比較しております。結果は特定一般講座を含めた上でもイー１と同様の傾向が見られ、特定一般講座を含めた上でも市場化テストによる一定程度の効果があったと考えられます。要因としては、受託者がこれまで蓄積しているノウハウを活かした業務習熟や申請講座の類型別、新規、再指定申請ごとの担当制とする体制構築等の業務効率によるものと考えております。

続いて、（５）では、当事業の特殊性を掲載しております。当該業務は民間事業者が自主的に実施している例はなく、多岐にわたる業種、職種の教育訓練について専門知識を調査していくことが必要になっております。また、教育訓練給付の指定講座数は毎年増加しており、各訓練講座に関する制度も毎年度変わることが多く、適切に当該業務を実施するためには制度理解に時間を要し、さらにデジタル分野における高度な講座も対象となってきたため、求められる業務のスキルの専門性がより高くなってきております。

そのような環境の中、教育訓練講座の指定は、年２回と短い期間に膨大な調査を適正に行う必要があり、それに対応できる人材確保は困難であることに加え、問題発生時リスクを排除するための体制構築も必要であることから、新規参入は困難な業務であると考えております。また、実施府省において民間事業者へのヒアリング、有識者懇談会を実施しており、応札に至らなかった理由や有識者懇談会の意見をまとめております。

以上のことから（６）評価のまとめ及び（７）の今後の方針としては、１者応札であることから競争性の確保において課題が認められ、良好な実施結果が得られたと評価することが困難であるものの、市場化テスト実施だけでは実施状況のさらなる改善は見込めないものと考えられます。

そのため、「市場化テスト終了プロセスに関する指針」Ⅱの１の（２）の基準を満たしているものとして、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することとし、市場化テスト終了後の事業実施については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れることとなるものの、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて、厳しくチェックされた事項等を踏まえた上で、厚生労働省が自ら公共サービスの質の維持向上、コスト削減及び事業の透明性の確保を図っていくことを求めたいと思います。

さらに厚生労働省に対して、今後も受託者の決定プロセス及びコストの透明性を確保す

るよう求めるとともに、競争性の改善を通じた公共サービスの質の維持向上及びコスト削減を図るため、本事業の目的・理念に沿う範囲内で、事業実施方法等についての見直しを含めた不断の検討を要請すると整理しております。

以上が説明となります。

○事務局 それでは、ただいま事業の実施状況及び評価案につきまして、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

○井熊専門委員 御説明ありがとうございました。

私もこの案件はこれ以上、この委員会で扱っていても成果が出ないというふうに思うので、終了プロセスが良いのではないかとというふうに思います。ただ、厚生労働省の今の評価(案)、それから総務省の評価もそうなのですけども、少し結論は違うのかというふうに思っています。特に厚労省の報告書は書いていることが矛盾していると思うのです。

ここには例えばこの最終ページのところで、次回の調達に向けて複数者が応募できる形態に改善・工夫する余地は残されていないというふうに書いてあるにもかかわらず、一番最後のところで、引き続き入札時の競争性の確保を図るとともに、積極的な声かけをしていきたいというのは、前段のほうでは、入札が成立しないということを書いているながら、後半は、最後のところは入札の改善を図ると矛盾したことを書いているというふうに思います。この監理委員会が出すべき結論を入札条件の改善によって、競争性の確保は無理だということがこの委員会の結論なんだというふうに思います。したがって、この事業の質を改善し、効率性を改善していくための方法は入札に代わる新たな質と効率性の改善の方法を検討するということが結論なんだというふうに思います。

○池田室長補佐 ありがとうございます。

矛盾というお話がありましたけれども、有識者の方からの御意見を申し上げさせていただいておまして、その点につきまして、仮に市場化テストが終了したとしても競争性のある入札により調達の方は行っていく必要があるものというふうに承知しております。

○井熊専門委員 それは何らかの具体的な方法論があるということですか。

○池田室長補佐 そこにつきましては、これまでの業者への聞き取りなどによって、改善が盛り込める余地があるものについては盛り込んでいきたいと考えているということで、御回答させていただいております。

○井熊専門委員 そうであれば、この委員会を卒業しないで、この委員会で実施するという方法はないのですか。

○平井企画官 事務局の企画官の平井でございます。今、井熊先生からいただいている質問については、一旦引き取らせていただいて、厚生労働省と調整をして、また御回答をさせていただきますと思います。

○井熊専門委員 了解いたしました。

○平井企画官 ありがとうございます。

○関野主査 いろいろ特殊性があって継続するのは難しいということでしたけれども、競争入札にかけるときに、当初考えていたことと変わった特性というのは何かあるのですか。デジタル化はわかりますけれども、当初はこのほかに何か競争性を確保しようとしたわけですよね。それと何か状況が変わったということはあるのでしょうか。

○池田室長補佐 御質問ありがとうございます。まず一つは、当時平成30年度からこの市場化テストをさせていただいておりますけれども、今般、令和元年10月からでございますが、特定一般教育訓練給付、こういったものが新しい類型として設置されていること、及びその年2回の審査の中で専門実践、特定一般、通常の一般教育訓練給付、これを全て審査をしなければならないというところで、さすがに審査の難易度が上がっている中での競争性の確保というのが少し困難になってきているというところが、特殊性がもう非常に高いのではないかと考えております。

○関野主査 分かりました。審査する受託事業者からすれば量が増えたということですね。

○池田室長補佐 そうなります。審査する量はかなり増えておりまして、その審査の質も高くなっているということでございます。

○関野主査 ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 委員の先生方、御議論ありがとうございます。評価（案）と実施報告書につきましては、競争性の観点で難しいと言いつつ、終了プロセスの今後の方針について、競争性の改善というところが矛盾しているのではないかというところを、厚生労働省と協議し、評価（案）と報告書のほうを改めて委員の先生に報告させていただきたいと思います。

○関野主査 本事業を継続にするということを事務局としては考えているということでしょうか。それとも、文言を変えて終了すると考えていますか。

○事務局 終了という形で今後の方針のところの文言を整理させていただきたいという趣旨で発言させていただきました。

○関野主査 私はそれで良いと思うのですけれども、井熊先生も文言を調整して終了という事でよろしいでしょうか。

○井熊専門委員 私もそれで結構です。

○関野主査 分かりました。

それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえまして、結論としては終了という方向で監理委員会に報告するという事で、文言の調整につきましては、調整をしていただくということにさせていただきたいと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

○谷口参事官 ありがとうございました。

(厚生労働省退室)

— 了 —